

秋田県プレミアム宿泊券使用者規約

第1条（総則）

本規約は、秋田県が発行する「秋田県プレミアム宿泊券」について規定するもので、使用者（以下に定義します。）が秋田県プレミアム宿泊券を使用する場合には、本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. 「秋田県プレミアム宿泊券」

県内の加盟施設にて、2021年2月28日まで使用できる秋田県発行の宿泊券をいいます。

2. 「使用者」

秋田県が規定した本規約を承諾の上、秋田県プレミアム宿泊券を加盟施設で使用する者をいいます。

3. 「加盟施設」

秋田県プレミアム宿泊券加盟施設規約を承諾の上、所定の申込書にて秋田県に申し込み、秋田県が承認した宿泊施設をいいます。

4. 「秋田県プレミアム宿泊券取引」

使用者が加盟施設より宿泊サービスの提供等を受けた場合に、その売上相当額の全て又は一部を秋田県プレミアム宿泊券で取引することをいいます。

第3条（秋田県プレミアム宿泊券の管理等）

1. 使用者は秋田県プレミアム宿泊券（以下「宿泊券」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。

2. 使用者は宿泊券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、秋田県は一切の責任を負いません。

第4条（使用者の順守事項）

1. 宿泊券の販売単位は1枚とし、1名あたり最大5枚まで購入できます。その詳細は以下の通りとします。

販売金額：2,500円

額 面：5,000円（プレミアム助成分50%=2,500円）

2. 使用者は、はがき又は秋田県が指定するWEBサイトに必要情報を登録のうえ応募を行い、当選者に対し秋田県が発行する「秋田県プレミアム宿泊券」引換はがき（以下「引換はがき」という。）を、秋田県が指定する販売窓口にて、宿泊券を購入するものとします。本規約に別途定める場合を除き、決済済みの宿泊券の払戻しは行わないものとします。

3. 秋田県は、第1項の販売単位制限に反して、宿泊券の同一人物による複数購入、偽名を使うなどの不正購入が判明した場合、当該使用者に対して、身分証明書の提示等による本人確認を求めることができるほか、宿泊券を無効化する

場合があるものとします。

4. 使用者は宿泊券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。
5. 使用者は、違法、不正使用又は公序良俗に反する目的で宿泊券取引はしないものとします。

第6条（宿泊券取引）

1. 使用者は、秋田県が指定する販売窓口店にて、秋田県が発行する引換ハガキを提示のうえ、指定された枚数を現金にて決済するものとする。取引時に、宿泊券用金額を必ず確認するものとします。
2. 宿泊券取引は、5,000円単位となります。
3. 宿泊券の額面に満たない宿泊券取引の場合、釣り銭は支払われません。
4. 宿泊券取引後の返金対応はできません。

第7条（加盟施設との紛争）

使用者は、加盟施設から提供されたサービス、若しくは権利、又は提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟施設との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は加盟施設との間で解決するものとし、秋田県はその責任を負いません。

第8条（宿泊券の有効期限）

1. 宿泊券の有効期限は、2021年2月28日までです。
2. 有効期限を経過した場合、宿泊券の利用は一切できなくなります。
3. 有効期限内であっても、取得した宿泊券の払い戻しは出来ません。

第9条（個人情報等の収集及び利用）

秋田県は、宿泊券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1. 個人情報とは、宿泊券購入において提供を受けた、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。
2. 個人情報の共同利用
 - (1) 共同利用することのある項目
 - ① 氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・宿泊券の利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。
 - ② お問い合わせに関する事項。
 - ③ サービス提供に関する事項。
 - (2) 共同利用の目的
 - ① 宿泊券の運営及びサービス提供

- ②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③電子メール等の通知手段による情報発信
- ④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑥上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

(3)共同利用する者の範囲

①秋田県

②秋田県プレミアム宿泊券事務局（事務局運営事業者 J T B 秋田支店）

3. 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の管理

収集した個人情報については、秋田県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第10条（業務委託）

秋田県は、宿泊券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第11条（使用停止又は中止）

1. 秋田県又は加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、宿泊券の全部、一部を使用停止又は中止することがあります。この場合、使用者は、宿泊券の全部又は一部を使用することができません。

(1) 天災地変、停電、その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

(2) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。

(3) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2. 前項に基づき宿泊券の全部又は一部が使用停止又は中止されたことにより生じた使用者の損害等について、秋田県は一切の責任を負いません。

第12条（使用の一時停止及び中止）

秋田県又は加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止又は中止することがあります。その場合、使用者の宿泊券取引は出来ず、保有する宿泊券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

1. 本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合。

2. 宿泊券を違法もしくは不正に入手した場合、又は入手するおそれがある場合

3. 宿泊券の利用状況に照らし、使用者として不適格である場合。

4. 宿泊券取得申込に虚偽が発覚した場合。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

（1）暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

（2）暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。

（3）自己もしくは第三者の不正利益を図る目的又は損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（4）暴力団員等に対して資金を提供、又は便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（5）自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 使用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 5. その他前各号に準ずる行為

3. 秋田県は、使用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、使用者の保有する宿泊券残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、秋田県は、かかる疑い内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、又使用資格の取り消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4. 前項の場合、当該使用者の保有する宿泊券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第14条（宿泊券の終了）

秋田県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、宿泊券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

第15条（規約の変更）

本規約を変更する場合、秋田県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第16条（合意管轄裁判所）

使用者は、宿泊券に関して秋田県との間に紛争が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第17条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第18条（お問い合わせ窓口）

宿泊券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

宿泊券サポートデスク（コールセンター）0120-178-338（受付時間 10：00～17：00）（年末年始休業）

本規約は、2020年6月3日から適用します。